

記

最近新聞紙等の報道により、政府が現在大学等学術研究機関の人事について考えをすすめていると伝えられるところのものは、大学等学術研究機関における学術研究者の学問思想の自由を不当に不安ならしめるおそれがあると思われます。

日本学術会議は、大学等の学術研究機関の人事につき、さきに第4回総会において慎重審議の結果、別紙本文のような決定に到達しこの決定を日本学術会議法第5条に基いて政府に通達勧告しておきました。もし、政府が最近報道されているような学術研究者の整理的措置を考慮中であるならば、この際、政府として、日本学術会議の第4回総会の決議の主旨にもとることのないように考慮されるよう、この際特に政府の注意を喚起する次第であります。

(別紙本文 番号28参照)

1-69

研究第475号 昭和25年10月23日

文部省大学学術局長 稲田清助殿

日本学術会議研究費予算委員会

委員長 尾高朝雄

昭和27年度研究費予算の編成方針について(勧告)

表記のことについて、左記の措置をとられるよう勧告します。

なお、このことは10月6日、日本学術会議第7回総会で議決されたものであることを申し添えます。

記

1. 昭和26年度の科学研究費交付金の申請を募る際に、併せて各研究者から昭和27年度の研究計画と所要研究費を予告することを求める。
2. 右の予告は、単なるペーパー・プランでなく、責任のある計画でなければならない。
3. 学術会議は、右の予告について、研究の重要性、研究者の適格性等により、必要な研究費の総額を算出し、その結果を文部省に示し、昭和27年度予算編成の重要な1つの根拠とする。
4. 昭和27年度の研究費配分のためには、改めて昭和26年度中に申請を募る。この申請は、前以つて行つた予告と必ずしも一致する必要はないが、研究計画を変更するには相当の理由がなければならない。

1-70

総発第453号の3 昭和25年10月23日

文部省大学学術局長 稲田清助殿

日本学術会議事務局長

本田弘人

科学知識の普及実行に関する経費について(申入)

標記のことについて、10月6日、本会議第7回総会において左記のことが議決されましたので、

よろしく御考慮方を希望します。

記

科学知識普及の実行に関する事項を日本学術会議の協力機関として日本学術振興会に委嘱するので、それに要する経費を日本学術振興会から申請ある場合、相当額を下附するよう考慮されたい。

1-71

総発第470号 昭和25年10月27日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

民間研究機関の振興について（申入）

本会議は、標記のことについて重大な関心を持ち、その現状とこれが振興の必要性と緊急性に鑑み、第26回本会議運営審議会の議を経て、左記の要望を申し入れます。

記

科学振興を図るためには、民間研究機関を振興させることが肝要である。しかるに、わが国の民間研究機関は、戦後の異常な経済変動に基因して、その優秀なものさえが経営難のため萎微縮小してしまい、戦後5年を経ても未だに自主自立し得ない実情にある。政府は、この際民間研究機関の振興を図るため、速かに次の措置をとられるよう要望する。

1. 現在、文部省所管の民間研究機関事業補助金は、科学研究費交付金等と並んで「科学研究費」（項）のなかの1つの目となつているが、この補助金の性格に鑑み、別に独立させて、「科学研究費」と並ぶ1つの項とすること。
2. 右補助金の予算額を増額すること。
3. 私立大学付置研究所に対しても、右補助金を交付する途を開くこと。

1-72

総発第482号 昭和25年11月1日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

日本学術会議の所轄について（申入）

政府は、行政機構改革に伴い、日本学術会議を総理府から文部省へ移管することを立案の由、果して然らば、これは日本学術会議設立の主旨にもとるのみならず、その使命達成上重要な支障を来すものと考えられる。従つて、その決定については、特に慎重に考慮せられ、在来の如く総理府の機関として存置されんことを切望する。

そもそも、終戦直後わが国の学術体制の問題がわが国学術諸団体の間において議論され、その結果この問題を根本的に審議するために、昭和22年8月連合軍総司令部及び政府の援助を得て、全国の科学者の代表をメンバーとする学術体制刷新委員会が設けられた。次いで、同委員会は、政府から、将来におけるわが国学術体制のあり方について諮問を受け、年餘に亘り慎重に審議を重ねた結果、その結論を政府に答申した。政府は、その答申を採択し、日本学術会議法案を昭和23年第3回国会に